

介護保険に関する質問について

〔全サービス対象〕

介護保険に関する質問について

- 1 介護保険に関する質問票
- 2 寄せられた主な質問とその回答
 - 人員配置関係
 - 重要事項説明書関係
 - 訪問系サービス関係
 - 通所サービス関係
 - 短期入所関係
 - 施設サービス関係
 - 生産性向上推進体制加算関係

1. 介護保険に関する質問票

1 介護保険に関する質問票

○介護保険事業者の皆様からの質問について、ファクシミリ、メール等で受け付けています。

○様式は美の国あきたHPの次のページに掲載しています。

「介護保険に関する質問票（介護保険事業者用）」

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3252>

○各種基準や厚生労働省のQ&Aを確認した上で、不明な点等についてご連絡ください。

※回答は回答日時点でのものであり、厚生労働省通知の改正等により変更されることがあります。

＜介護保険に関する質問は、本様式によりファクシミリで お願いします。＞
質問内容により下記番号に○印を付けて、それぞれのあて先に送付願います。

（注）質問内容については、予め「介護報酬の解釈1・2・3」及び介護保険情報バンク等をご確認のうえ質問くださるようお願いいたします。

（介護保険情報BANK：http://www.kaigobank.jp/cgi/db/kensaku_ex.cgi）

1 秋田県長寿社会課 介護保険班あて（fax番号：018-860-3867）
（事業者指定・変更・更新手続き、人員・設備・運営基準、加算体制届け等に関すること。）

2 秋田県福祉政策課 地域福祉・監査班あて（fax：018-860-3841）
（介護報酬・加算算定の可否等、ケアプラン等に関すること。）

介護保険に関する質問票

（送信票は不要です。）

事業所名	事業の種類
質問者の職・氏名	
電話番号	fax番号
質問事項	
関連資料名と該当ページ	（必ず記載してください）
質問内容	

2 寄せられた主な質問とその回答

2 寄せられた主な質問とその回答

○人員配置関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
常勤の考え方について 【共通】 常勤の従業者が、育児休業等により、ある月の勤務実績が1日のみとなったが、人員基準上はどのように扱われるか。	常勤の従業者の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えない限り、常勤の従業者として勤務したものととして取り扱う。 なお、基準上の「常勤」とは、勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいい、従業者が勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基準とする。 また、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が整っている場合に、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことができる。 【運営基準等に係るQ&A（平成14年3月28日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）】

2 寄せられた主な質問とその回答

○重要事項説明書関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
重要事項説明書の変更に ついて 【共通】 重要事項説明書の内容 に変更があった場合、そ の都度説明・押印が必要 か。	重要事項説明書は、原則、軽微な内容であっても、 変更の都度、交付・説明・同意が基本となる。 ただし、変更内容が明らかにされた書面を交付し、 説明することも認められる。 なお、説明した者、説明を受けた者、日時、場所 (方法)、内容等を明確にし、交付・同意があった 旨の記録があれば、上記が行われたと確認される。
重要事項説明書等の押印 について 【共通】 重要事項説明書（契約 書）に押印は必要か。自 署だけではだめか。	介護保険法上、押印は求められておらず、押印等 は運営法人等に委ねられる。 なお、民事訴訟法第228条第4項では「私文書は、 本人（中略）の署名又は押印があるときは、真正に 成立したものと推定する。」としている。

2 寄せられた主な質問とその回答

○訪問系サービス関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
サービス提供記録の押印について 【訪問介護】 書面管理しているサービス提供記録について、利用者、担当職員、管理者の押印を省略することが可能か。	押印は基準として定められているものではないため、事業所判断で簡略化をすることは差し支えない。 ただし、サービス提供責任者や管理者はサービス提供記録の確認が必要。
サテライト事業所の特別地域加算について 【訪問看護】（訪問介護も同様） サテライト事業所のみが特別地域に該当する場合、 ①本体事業所近隣の利用者に対し、サテライト事業所の職員が訪問してサービス提供することは可能か。 ②本体事業所とサテライトの中間に在住する利用者に対してはサテライトから訪問し加算を算定できるか。	①本体事業所の方が利用者の所在地に近い場合は、本体事業所から訪問するのが通常であり、あえてサテライト事業所の職員が訪問するのは適切ではない。 ②利用者の方に対し、サテライトから訪問（特別地域加算を算定）することについて、納得できるような根拠をもって説明できる場合であれば可能。

2 寄せられた主な質問とその回答

○訪問系サービス関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
特定事業所加算Ⅴについて【訪問介護】 居宅と事業所間の距離が7kmを超える利用者が1人でもいれば利用者全員に加算を算定できるか。	利用者の要件については、通常の事業実施地域内にあり、継続的にサービス提供している利用者で、居宅と最寄りの訪問介護事業所の間の距離が7kmを超える地域に居住する利用者が1人でもいれば利用者全員に加算を算定できる。（他の算定要件も確認のうえ算定すること）

参考

特定事業所加算Ⅴは以下の加算とは併算できませんのでご注意ください。

①特別地域加算【訪問系サービス】

…対象地域に所在する事業所がサービス提供する場合に所定単位の100分の15を加算

②中山間地域等における小規模事業所加算【訪問系サービス】

…①の対象地域を除く県内全域が対象。平均延訪問回数が一定以下の事業所がサービス提供する場合に所定単位の100分の10を加算

③中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【訪問・通所系サービス等】

…県内全域が対象。通常の事業の実施地域を越えてサービス提供する場合に所定単位の100分の5を加算

2 寄せられた主な質問とその回答

○通所サービス関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
栄養アセスメント、栄養改善加算について 【通所介護】 通常16時までの施設だが、昼食後に帰られる方も加算算定の対象になるか。	加算の算定要件となっている利用者に対する栄養ケアに係る作業手順について、帰宅される前に行われているのであれば対象として差し支えない。
送迎について 【通所介護】 バスストップ方式で送迎する場合は送迎減算となるのか。	バスストップ方式の送迎は道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができないなど地理的要因等から妥当と考えられ、かつ利用者それぞれに出迎え方法を予め定めるなど適切に行われる場合に認められるものである。 このとき、地理的要因等から可能な範囲まで送迎し、安全を確保して適切に送り出し、出迎えできるように行われる場合は減算とならない。

2 寄せられた主な質問とその回答

○短期入所関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
長期利用者に対する減額と 自費利用日について 【短期入所】 入所から31日目を自費利用日とする場合、その費用は長期利用者に対する減額を適用する前の金額か、適用後の金額か。	長期利用者に対する減額は介護報酬請求に関して適用されるものであるため、自費利用日の取扱いについては、事業所と利用者間の契約内容による。
体調不良により日帰り利用となった場合について 【短期入所】 複数日利用だったところ、午前に入所し、午後に体調不良で施設から救急搬送、退所となった。介護報酬の請求は可能か。	算定可能である。

2 寄せられた主な質問とその回答

○施設サービス関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
経口維持加算の算定要件について 【施設サービス】 栄養マネジメント強化加算をとっていなくても算定可能か。	算定可能。なお、栄養管理減算が適用されている場合は算定できない。
所定疾患施設療養費Ⅰ、Ⅱについて 【介護老人保健施設】 帯状疱疹の入所者に対しては抗ウイルス剤の点滴注射を行う場合のみ算定可能なのか。	帯状疱疹の場合の所定疾患施設療養費の算定要件について、以前は「抗ウイルス剤の点滴注射が必要な場合に限る。」要件があったが、令和3年度の介護報酬改定で要件が削除されている。

2 寄せられた主な質問とその回答

○生産性向上推進体制加算関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
生産性向上推進体制加算Ⅱについて 【短期入所等】 ①一週間等の短い利用期間の利用者に対しても加算は算定できるのか。 ②委員会は毎回基準に示された事項を議題に挙げなければならないのか、また委員会の開催と算定期限の関係について。	①算定可能である。 ②要件に示された4つの項目（介護機器を活用時の利用者の安全及びケアの質の確保、職員の負担軽減及び勤務状況配慮、介護機器の定期点検、職員研修）については、毎回議題に挙げるようにしていただきたい。 委員会は、遅くとも算定開始月には1度開催する必要がある。（加算届の添付資料として委員会の議事録が必要）